

第 12 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 12 月 19 日 午後 4 時 15 分から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議席議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 4 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買
入れ協議を行う旨の要請について
(1 件)

日程第 5 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転 5 件、賃貸借 4 件、使用貸借 6
件、利用権移転 3 件)

日程第 6 議案第 4 号 土地の現況証明願について
(1 件)

- 4 出席委員
- 1番 鷺見幸生 2番 杉本道哉 3番 川端 敦
4番 田中昭一 5番 高橋 智 6番 森長正徳
7番 西田勝敏 8番 佐藤弘之 9番 河端英利
10番 松田一博 11番 橋口善一郎 12番 青山佳代子
13番 山田正人 14番 中道雅彦 15番 北川正則
- 5 事務局説明員
- 局長 泉 陵平 主査 鈴木 渉 主事 野島薫光

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和7年第12回由仁町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和7年第12回由仁町農業委員会総会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第12回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
5番 高橋委員、6番 森長委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

本件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

議案の2ページをお開き願います。

本件については、砂利採取及び表土堆積場の設置による一時転用申請1件であります。

1番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の
[redacted] 氏で、事業実施者は、札幌市北区の [redacted]
[redacted] です。

事業実施場所につきましては、東三川 2324 から 2326 までの1筆の田と2筆の畑で、転用面積は 16,322 m²です。

なお、転用期間は、令和8年2月25日から令和8年12月28日までとなっております。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

主査 申請地を図面で説明しますので、議案の3ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、東三川地区の町道吉本線の北側にある、許可申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、12月12日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 ここで、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題とする前に、会議規則第10条の規定に基づき [REDACTED] [REDACTED] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第2号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

 本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

 内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

 議案の5ページをお開き願います。

 本件は1件で、農地売買等支援事業の一時貸付タイプとして、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

 審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が本事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

 1番ですが、土地の所在は山楸17-1、18-1の2筆の田で、合計面積は39,137㎡です。

 あっせん申出者は、古川自治区の■■■■氏です。

 本件は12月5日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

 公社買入後の事業参加者は、同じ古川自治区の■■■■氏を予定しております。

 議案資料の3ページをお開き願います。

 農地は、古川地区と山楸地区の境界にある道道東三川由仁停車場線の南側にある農地で、あっせん申出地①と②の白線で囲まれた農地です。

主査 公社買取価格については、すべて 10a あたり ■■■■■ 円で、
合計金額が ■■■■■ 円です。
以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 2 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 議案第 2 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しましたので、■■■■■に報告します。

議長 次に、日程第 5、議案第 3 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第 3 号『農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

局長 内容につきましては、所有権移転の関係を鈴木主査、貸借・利用権移転の関係を野島主事にそれぞれ説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の7ページをお開き願います。

本件は、所有権移転が5件、賃貸借が4件、使用貸借が6件、利用権移転が3件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、1番から4番の公社買入の所有権移転が1月8日、5番以降の公社即売りの所有権移転及び貸借・利用権移転が1月27日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1番から4番ですが、先月11月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

1番ですが、土地の所在は古山351-1から356-3までの7筆の田と1筆の畑で、合計面積は40,513㎡です。

売買価格は、XXXXXXXXXX円で、譲渡人は古山自治区のXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ古山自治区のXXXXXXXXXX氏です。

主査

2 番ですが、土地の所在は古山 1250-1 から 1323-2 までの 9 筆の畑で、合計面積は 45,218 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は古山自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ古山自治区の [REDACTED] 氏です。

3 番ですが、土地の所在は本三川 100 から 102 までの 3 筆の田で、合計面積は 37,865 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は本三川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ本三川自治区の [REDACTED] 氏です。

4 番ですが、土地の所在は川端 2291 から 2293 までの 3 筆の田で、合計面積は 39,547 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は安平町の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は川端自治区の [REDACTED] 氏です。

5 番については、12 月 5 日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

5 番ですが、土地の所在は川端 1449、1450-1 の 2 筆の畑で、合計面積は、7,411 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は三川泉町の [REDACTED] 氏、譲受人は川端自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 4 ページをお開き願います。

農地は、川端地区と安平町の境界にある、あっせん申出地①と②の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、すべて 10a あたり [REDACTED] 円です。

議案の 8 ページをお開き願います。

6 番以降については、貸借及び利用権移転の関係になりますので、野島主事からご説明いたします。

主事

6 番ですが、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものであります。

土地の所在は光栄 92-3 から 123-1 までの 7 筆の田で、合計面積は 60,796 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の下古山自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

7 番ですが、土地の所在は岩内 3261 の 1 筆の田で、面積は 38,116 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、[REDACTED] 氏の [REDACTED] であります北栄の [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏、借主は、岩内自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

8 番ですが、土地の所在は西三川 375 から 382-1 までの 5 筆の畑で、合計面積は 22,225.31 m²です。

賃貸借期間は、令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、[REDACTED] 氏の [REDACTED] であります大坂府東大阪市の [REDACTED] 氏、借主は、西三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

9 番ですが、土地の所在は川端 1372 から 1402 までの 2 筆の田と 7 筆の畑で、合計面積は 28,048.62 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、千歳市の [REDACTED] 氏、借主は、川端自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

議案の 9 ページをお開き願います。

10 番以降については、使用貸借及び利用権移転の案件でございます。

10 番ですが、土地の所在は山形 268 から 285 までの 10 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 66,949.50 m²です。

使用貸借期間は、令和 27 年 11 月 30 日までの 20 年間で

主事 貸主は、栗山町字富士の[]氏、借主は、経営主である[]氏で新規の案件です。

11 番ですが、土地の所在は新光 232-1 から 311-1、光栄 202-1 から 644 までの 15 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 207,361 m²です。

使用貸借期間は、令和 27 年 11 月 30 日までの 20 年間です。

貸主は、下古山自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で新規の案件です。

議案の 10 ページをお開き願います。

12 番ですが、土地の所在は岩内 1806-2 から 2856 までの 7 筆の田と 4 筆の畑で、合計面積は 123,789 m²です。

使用貸借期間は、令和 27 年 11 月 30 日までの 20 年間です。

貸主は、岩内自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で新規の案件です。

13 番ですが、土地の所在は岩内 2721 から 2740 までの 14 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 142,416 m²です。

使用貸借期間は、令和 27 年 11 月 30 日までの 20 年間です。

貸主は、岩内自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で新規の案件です。

14 番ですが、土地の所在は西三川 505-1 から 565 までの 7 筆の畑で、合計面積は 99,904 m²です。

使用貸借期間は、令和 27 年 11 月 30 日までの 20 年間です。

貸主は、西三川自治区の[]氏、借主は、経営主である[]氏で新規の案件です。

議案の 11 ページをお開き願います。

15 番ですが、経営主の変更に伴う利用権移転の案件でございます。

土地の所在は西三川 510-3 から 655 までの 3 筆の田と 6 筆の畑で、合計面積は 82,937 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、年間 []円です。

主事 貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、西三川自治区の■■■■氏で新規の案件です。

以上で議案第3号の1番から15番までの説明を終わります。

議長 議案第3号の1番から15番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第3号の1番から15番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の1番から15番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 ここで、会議規則第10条の規定に基づき■■■■には退席していただき、議案第3号の16番以降に係る議事を進めさせていただきます。

■■■■

議長 それでは議案第3号の16番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主事 16番ですが、土地の所在は熊本1095から1097、西三川1098から371までの17筆の田と4筆の畑で、合計面積は212,123㎡です。

使用貸借期間は、令和32年11月30日までの25年間です。

貸主は、西三川自治区の■■■■氏、借主は、経営主である■■■■氏で新規の案件です。

主事 17番以降は、経営主の変更に伴う利用権移転の案件でございます。

17番ですが、土地の所在は西三川 306-1 の 1 筆の田で、面積は 15,161 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 3 月 23 日までの 2 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で新規の案件です。

18 番ですが、土地の所在は西三川 259 から 272-1 までの 3 筆の田で、合計面積は 36,627 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏で新規の案件です。

以上で議案第 3 号の 16 番から 18 番までの説明を終わります。

議長 議案第 3 号の 16 番から 18 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 3 号の 16 番から 18 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 3 号の 16 番から 18 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第3号の16番から18番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしましたので、
[REDACTED]に報告します。

議長 次に、日程第6、議案第4号『土地の現況証明願について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『土地の現況証明願について』
本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について、ご説明いたします。
議案の13ページをお開き願います。
本件につきましては1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いであります。
申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしておりますが、積雪により申請地の一部については、積雪前の現況写真により確認しております。

1番ですが、現況証明の申請者は、札幌市厚別区の[REDACTED]
[REDACTED]氏です。

申請地は、東光101の1筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は雑木などがあり、年月日不詳より雑種地として使用しております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の14ページをお開き願います。

申請地は、下古山地区の旧国道沿いにある白線で囲まれた箇所となっております。

なお、今回の申請地につきましては、今後売買する予定となっております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、当農業委員会として土地の現況地
目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号については、当農業委員会として土地
の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いた
しましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、
閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16 時 50 分)

議事録署名委員

5 番 高橋 智 

6 番 森 長 正 